令 和 ６ 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審　査　・　調　査　案　件

１．本日の議事日程について …… １
１．議会運営委員会の閉会中継続調査の申出について …… ４
１．その他 …… ４

令和 7 年 3 月 1 9 日（水曜日）

議会運営委員会会議録

令和７年３月１９日　水曜日

午前９時０１分開議

午前９時１７分閉議（実時間１６分）

○本日の会議に付した案件

１．本日の議事日程について

１．議会運営委員会の閉会中継続調査の申出について

１．その他

○本日の会議に出席した者

委員長	増田一喜君
副委員長	橋本貴喜君
委員	上村哲三君
委員	大倉裕一君
委員	北園武広君
委員	友枝和也君
委員	中村和美君
委員	成松由紀夫君
委員	橋本幸一君
委員	山本幸廣君
議長	村川清則君

※欠席委員　　君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

議会事務局長　小野高信君

○記録担当書記　中川紀子君

田島麗子君

（午前９時０１分　開会）

○委員長（増田一喜君）　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

◎本日の議事日程について

○委員長（増田一喜君）　まず、１、本日の議事日程についてを議題とし、（１）議員提出決議案３件について説明を求めます。

○議会事務局長（小野高信君）　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局、小野でございます。

それでは、議員提出決議案３件について、すみませんが、着座にて説明申し上げます。

○委員長（増田一喜君）　どうぞ。

○議会事務局長（小野高信君）　今回提出されております決議案は、いずれも３月１４日に提出されたものであり、議員の身分、議会の構成に関するものでございますので、専決事件となります。

まず、日程第１の成松由紀夫君に対する議員辞職勧告決議案は、髙山議員ほか７名から提出されたもので、趣旨弁明者は髙山議員です。本件につきましては、議長から議員辞職勧告決議案が提出された旨御報告いただき、その後、成松議員が除斥となり、本決議案に関し、趣旨弁明、質疑、討論の後、採決となります。なお、採決につきましては、起立による採決となります。

次に、日程第２の金子昌平君に対する議員辞職勧告決議案は、中山議員ほか７名から提出されたもので、趣旨弁明者は中山議員です。本件につきましても、議長から議員辞職勧告決議案が提出された旨御報告いただき、その後、金子議員が除斥となり、本決議案に関し、趣旨弁明、質疑、討論の後、採決となります。なお、採決につきましては、起立による採決となります。

次に、日程第３の八代市議会議員橋本幸一君

に対する辞職勧告決議案は、谷口議員ほか８名から提出されたもので、趣旨弁明者は谷口議員です。本件につきましても、議長から議員辞職勧告決議案が提出された旨御報告いただき、その後、橋本幸一議員が除斥となり、本決議案に関し、趣旨弁明、質疑、討論の後、採決となります。なお、採決につきましては、起立による採決となります。

説明は以上でございます。

○委員長（増田一喜君）　ただいま説明が終わりましたが、何か質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君）　次に、（２）委員長報告の（イ）議案３９件について説明を求めます。

○議会事務局長（小野高信君）　それでは、（２）委員長報告の（イ）議案３９件につきまして説明いたします。

タブレット端末の３月定例会議事日程（第６号）を御覧ください。

日程第４から日程第４２までの市長提出案件３９件につきましては、おのおの付託されておりました各特別委員会及び各常任委員会から、その審査が終了した旨の報告がありましたので、審査の経過及び結果について委員長報告があります。委員長報告に対する質疑の後、討論が行われ、採決となります。

次に、採決について御説明いたします。議案第３号は単独で起立採決、議案第４号は単独で挙手採決、議案第５号は単独で挙手採決、議案第６号は単独で挙手採決、議案第７号は単独で起立採決、議案第８号は単独で挙手採決、議案第９号は単独で挙手採決、議案第１０号は単独で挙手採決、議案第１１号から議案第１４号までの４件は一括して挙手採決、議案第１５号から議案第１７号までの３件は一括して挙手採決、議案第１８号は単独で挙手採決、議案第１９号は単独で挙手採決、議案第２０号は単独で挙手採決、議案第２１号は単独で挙手採決、議案第２２号から議案第２４号までの３件は一括して挙手採決、議案第２５号から議案第２７号までの３件は一括で起立採決、議案第２８号は単独で挙手採決、議案第２９号は単独で挙手採決、議案第３０号は電子表決システムによる採決、議案第３１号は単独で挙手採決、議案第３２号は単独で挙手採決、議案第３３号から議案第３４号までの２件は一括して挙手採決、議案第３５号から議案第３８号までの４件は一括して挙手採決、議案第３９号は単独で挙手採決、議案第４０号は単独で挙手採決、議案第４１号は単独で挙手採決。

なお、タブレット端末に委員会審査結果表を配付しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

また、本日は議席に議員表決申告書を配付いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○委員長（増田一喜君）　ただいま説明が終わりましたが、何か質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君）　ないようです。

次に、（３）議員提出発議案の２件について説明を求めます。

○議会事務局長（小野高信君）　それでは、（３）議員提出発議案２件について御説明いたします。

タブレット端末の発議案を御覧いただきたいと思います。

まず、発議案第１号・八代市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案は、３月１２日に本委員会の委員さん方、増田委員長ほか９名より提出されたものでございます。

内容は前回の議会運営委員会にて御説明したとおりでございまして、趣旨弁明者は増田議員

となります。

次に、発議案第２号を御覧ください。発議案第２号・ガソリン暫定税率・ガソリン税の撤廃を求める意見書案は、３月１２日に橋本貴喜議員ほか１４名から提出されたもので、趣旨弁明者は橋本貴喜議員です。

説明は以上でございます。

○委員長（増田一喜君）　ただいま説明がございましたが、まず、本委員会で提出いたしました発議案第１号の委員会付託について協議いたします。

付託はいかがいたしましょうか。

（「付託なしで」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君）　今、付託なしという御意見がありましたが、ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君）　それでは、お諮りいたします。

議員提出発議案第１号については、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君）　御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、発議案第２号は、本委員会以外からの提出であり、会派などから提出された発議案については発議者代表から事前に説明することとされております。

本日、発議者代表者である橋本貴喜議員は本委員会に出席されておられますので、この際、発議案第２号について説明をお願いしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君）　御異議なしと認めます。

それでは、発議案第２号について、橋本貴喜議員より説明願います。

○委員（橋本貴喜君）　改めまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、発議案第２号・ガソリン暫定税率・ガソリン税の撤廃を求める意見書案の提出について、発議者を代表して趣旨弁明を申し上げます。

現在、日本全国においてガソリン価格の高騰が続いており、とりわけ地方においては市民生活や地域経済に深刻な影響を及ぼしております。

特に公共交通機関が十分に整備されていない中山間地域の住民においては、自家用車が日常生活の必需品であり、ガソリン価格の高騰は家計に大きな負担をもたらしております。

また、農林水産業をはじめ、運輸業や鉄鋼業など、特に燃料を必要とする産業においても、コスト上昇が続き、事業の存続すら危ぶまれる状況となっております。

ガソリン税とは、正式には揮発油税及び地方揮発油税のことを指し、自動車燃料として使用されるガソリンに課される税金であります。

ガソリン暫定税率２５．１円は、本来のガソリン税率に追加された一時的な措置であり、１９７４年の道路整備財源の確保を目的に導入され、平成２１年に一般財源化され、以降も継続して課税されております。

さらに、ガソリン税と暫定税率に消費税１０％が課されるため、二重課税となる問題も指摘されております。

以上のことから、暫定税率の廃止と燃油価格高騰への対策は、地域経済をはじめ、国民生活に関わる重要な問題であるため、国に対しまして、ガソリンの暫定税率、ガソリン税の早急な撤廃を強く要望いたします。

どうかこの趣旨に御理解をいただき、満場一致、御決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げ、趣旨弁明といたします。

○委員長（増田一喜君）　以上で説明が終わりましたが、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君）　ないようです。

それでは、ただいま説明がございました発議案第２号の委員会付託について協議いたします。

付託はいかがいたしましょうか。

（「付託なしで」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君）　省略という意見があります。

それでは、お諮りいたします。

議員提出発議案第２号については、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君）　御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、発議案２件の採決方法について説明を求めます。

○議会事務局長（小野高信君）　それでは、発議案第１号及び発議案第２号の採決方法について御説明いたします。

発議案２件につきましては、議長から議題の宣告後、おのおの趣旨弁明が述べられ、採決につきましては、それぞれ単独で起立による採決となります。

説明は以上でございます。

○委員長（増田一喜君）　ただいま説明が終わりましたが、何か質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君）　ないようです。

次に、（４）閉会中の継続審査・調査の申出について報告を求めます。

○議会事務局長（小野高信君）　それでは、閉会中の継続審査・調査申出につきまして御説明申し上げます。

タブレット端末の閉会中継続審査・調査申出の案件を御覧ください。

令和２年７月豪雨に関する特別委員会では令和２年７月豪雨に関する諸問題の調査、企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関する調査特別委員会では企業誘致用地及び新八代駅周辺整備に関する諸問題の調査、建設環境委員会では所管事務調査２件、経済企業委員会では所管事務調査２件、文教福祉委員会では所管事務調査２件、総務委員会では所管事務調査２件。なお、議会運営委員会においては、この後御決定いただくことを予定いたしまして、御覧の３件を記載しており、合計で１３件でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（増田一喜君）　ただいま報告が終わりましたが、何か質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君）　それでは、次に、（５）その他、本日の議事日程について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君）　ないようです。

◎議会運営委員会の閉会中継続調査の申出について

○委員長（増田一喜君）　次に、２、議会運営委員会の閉会中継続調査の申出についてお諮りいたします。

本委員会は、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項について、閉会中も引き続き調査することとし、継続調査を申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君）　御異議なしと認め、そのように決しました。

◎その他

○委員長（増田一喜君）　次に、３、その他の（１）議員派遣の件について説明を求めます。

○議会事務局長（小野高信君）　それでは、議員派遣の件につきまして御説明申し上げます。

タブレット端末の議員派遣の件を御覧いただきたいと思います。

本日の議事日程のほうで、日程第４５に議員派遣の件とございます。内容につきましては、御覧のとおり、海外行政視察に伴う議員派遣１件でございます。

この件に関しましては、地方自治法及び会議規則並びに八代市議会海外行政視察派遣研修取扱要領及びその運用に基づき、本日、本会議で御決定いただくこととしております。

説明は以上でございます。

○委員長（増田一喜君）　ただいま説明が終わりましたが、何か質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君）　ほかに何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君）　ないようです。

それでは、以上で本日の議会運営委員会を閉会いたします。

（午前９時１７分　閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和７年３月１９日

議会運営委員会

委　員　長